

地方消費者行政を安定的に推進するための
取組の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
消 費 者 庁 長 官
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方消費者行政強化交付金の推進事業は、本県においても消費生活相談体制の拡充、消費者教育・啓発等に活用されてきたが、多くの地方公共団体で交付期限を迎え、今後の事業の後退が懸念されている。

また、地方消費者行政の現場では、相談員の高齢化、低水準の賃金等を背景とした深刻な担い手不足、来年10月から導入される消費生活相談の新システムを維持するための費用確保等も課題となっている。

地方公共団体が、これまでの取組によって築き上げてきた消費者行政のサービス水準を維持し、将来にわたって消費者被害の防止・救済における役割を果たせるよう、国による積極的な支援が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、消費生活相談員の人材確保に向けた地方消費者行政強化交付金の見直し、消費生活相談のデジタル化に向けた支援の拡充を通じて、地方消費者行政を安定的に推進するための取組を強化するよう強く要請する。